居宅介護住宅改修について

バリアフリーにするなど、介護のために自宅を改修する場合には、その費用の一部が介護保険から支給されます。(20万円を限度に、その9割〔所得により8割または7割が払い戻される「償還払い」が基本です。また、20万円超の部分は自己負担です。)

(問1) 介護保険の対象となる工事は？

(答) 手すりの取り付け・段差や傾斜の解消・滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸への扉の取替え、扉の撤去、和式から洋式への便器の取替え、その他これらの各工事に付帯して必要な工事など。

※工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネージャーか役場介護保険係に相談してください。
なお、賃貸の場合は改修の内容や場所などに制限があることもありますので、貸主の人に相談が必要です。

(問2) 居宅介護住宅改修サービスの条件は？

(答) 住宅改修のサービスを受けるには、要支援・要介護認定を受けていることが前提です。
また、支給限度額は20万円で、その1割から3割が自己負担となります。
なお、20万円を越える改修は、超過分全額が利用者負担となります。
〔例〕費用が20万円かかったとき、自己負担1割の場合は2万円、2割の場合は4万円、3割の場合は6万円が自己負担額となります。

(問3) 申請はどのようにするのですか？

(答) 必ず事前の申請が必要となります。手続きの流れは次のようになります。

①**相談**……担当のケアマネージャー等に相談をする。

②**事前申請**……選定した住宅改修の事業者から見積もりを取り、工事を始める前に、役場健康推進課介護保険窓口に必要な書類を提出する。

〔申請書類の例〕
○支給申請書 ○住宅改修が必要な理由書 ○工事着工前の写真（日付入り） ○工事費の見積書（利用者宛のもの）
○家屋の平面図 ○材料のカタログ写など

③**着工許可**……事前申請書類の適合審査後、着工許可がおりてからの着工になります。

④**工事費支払**…改修費用を事業所に一旦全額支払います。

⑤**事後申請**……役場健康推進課介護保険窓口に、支給申請のための書類を提出する。

〔申請書類の例〕
○改修後の写真（日付入り） ○工事費の内訳書 ○領収書（利用者宛のもの）など
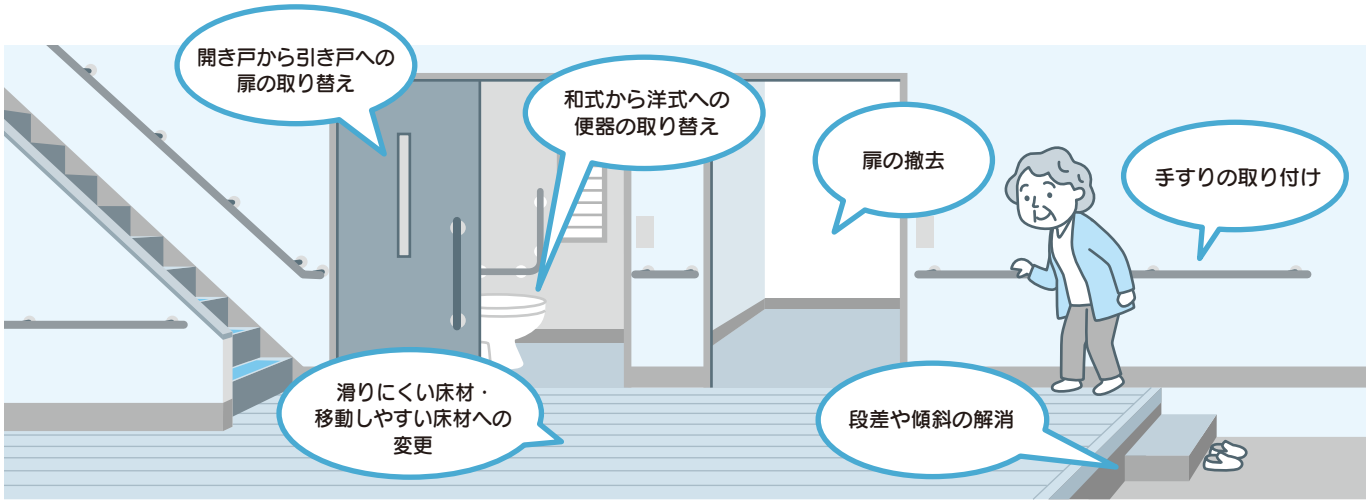
⑥**払い戻し**……工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。